

大阪市平野区と平野ドライビングスクールとの協働に関する協定書

大阪市平野区（以下「甲」という。）と平野ドライビングスクール（以下「乙」という。）は、地域のさらなる発展と人材育成等を目的に、協働を実施していくことに合意し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「大阪市平野区」と「平野ドライビングスクール」（以下「両者」という。）が、区内の学校教育・地域福祉・生涯学習・防災・防犯・地域貢献等のさまざまな分野において、相互の資源を有効に活用することにより、地域の持続的な発展及び人材の育成等に資することを目的とする。

（協働事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協働を進めるものとする。

- （1）学校教育に関する事項
- （2）地域福祉の充実に関する事項
- （3）生涯学習、地域の文化・スポーツの振興に関する事項
- （4）防災・防犯・交通安全など地域の安全安心に関する事項
- （5）地域における人材育成に関する事項
- （6）その他両者が必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、双方に窓口を設置し、協働を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の2か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定は、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7（2025）年3月26日

大阪市平野区長

平野ドライビングスクール
代表取締役社長